

大阪市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(法第 86 条第 1 項の条例で定める数)

第 3 条 法第 86 条第 1 項の条例で定める数は、30 人以上とする。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準)

第 4 条 法第 88 条第 1 項の条例で定める員数並びに同条第 2 項の指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準は、次条から第 7 条までに定めるもののほか、次に掲げる規定に定めるところによる。

- (1) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 39 号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)第 1 条から第 21 条まで(第 3 条第 1 項第 1 号イを除く。)、第 22 条第 1 項、第 22 条の 2 から第 36 条まで及び第 37 条第 1 項並びに附則第 4 条第 1 項(指定介護老人福祉施設基準第 3 条第 1 項第 1 号口に係る部分に限る。)及び第 5 条から第 9 条まで
- (2) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成 15 年厚生労働省令第 30 号)附則第 3 条第 2 項及び第 4 条
- (3) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成 17 年厚生労働省令第 139 号)附則第 3 条及び第 4 条

(居室の定員)

第 5 条 指定介護老人福祉施設の 1 の居室の定員は、4 人以下とする。

(管理者の責務)

第 6 条 指定介護老人福祉施設の管理者は、第 4 条に定める基準のうち、指定介護老人福祉施設基準第 4 条から第 21 条まで、第 22 条の 2 から第 36 条まで及び第 37 条第 1 項に係る部分並びに次条の規定に従業者に遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(記録の整備)

第 7 条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する指定介護老人福祉施設基準第 37 条第 2 項各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から 5 年間保存しなければならない。

(ユニット型指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準)

第 8 条 第 4 条から前条まで(第 4 条中指定介護老人福祉施設基準第 1 条及び第 2 条並びに附則に係る部分並びに第 4 条第 2 号及び第 3 号に掲げる規定に係る部分を除く。)の規定にかかわらず

ず、ユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設基準第 38 条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準は、次項に定めるもののほか、指定介護老人福祉施設基準第 38 条から第 48 条まで並びに指定介護老人福祉施設基準第 49 条において準用する指定介護老人福祉施設基準第 4 条から第 8 条まで、第 10 条、第 12 条、第 15 条、第 17 条から第 21 条まで、第 22 条第 1 項、第 22 条の 2、第 26 条から第 36 条まで及び第 37 条第 1 項に定めるところによる。

- 2 前 2 条の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第 6 条中「第 4 条に」とあるのは「第 8 条第 1 項に」と、「第 4 条から第 21 条まで、第 22 条の 2」とあるのは「第 41 条から第 48 条まで並びに指定介護老人福祉施設基準第 49 条において準用する指定介護老人福祉施設基準第 4 条から第 8 条まで、第 10 条、第 12 条、第 15 条、第 17 条から第 21 条まで、第 22 条第 1 項、第 22 条の 2、第 26 条」と、「次条」とあるのは「第 8 条第 2 項において読み替えて準用する第 7 条」と、前条中「第 37 条第 2 項各号」とあるのは「第 49 条において読み替えて準用する指定介護老人福祉施設基準第 37 条第 2 項各号」と読み替えるものとする。

（指定介護老人福祉施設基準等の改正に伴う経過措置）

第 9 条 指定介護老人福祉施設基準（指定介護老人福祉施設基準を改正する省令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している指定介護老人福祉施設が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

（施行の細目）

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する介護老人福祉施設の建物のうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において指定介護老人福祉施設基準附則第 4 条第 1 項の規定の適用を受けていたもの（施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について第 5 条の規定を適用する場合においては、同条中「4 人」とあるのは「原則として 4 人」とする。
- 3 この条例の施行の際現に存する介護老人福祉施設のうち、施行日の前日において指定介護老人福祉施設基準附則第 4 条第 2 項の規定の適用を受けていたものについて前項の規定を適用する場合においては、同項中「原則として 4 人」とあるのは「8 人」とする。
- 4 この条例の施行の際現に存する介護老人福祉施設のうち、施行日の前日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 106 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用を受けていたものについては、同項に定めるところによる。ただし、記録の保存期間及びこれに係る管理者の指揮命令については、第 6 条及び第 7 条の規定の例によるものとする。